

## 兵庫県地域防災計画計画（原子力等防災計画）修正に係るパブリックコメントの実施結果について

### 1 パブリックコメント実施期間

平成28年5月10日（火）～5月30日（月）

### 2 意見提出件数

78件（31人）

#### (1) 主な項目

モニタリング体制の整備	10件
安定ヨウ素剤	24件
屋内退避等の防護対策	6件
県のシミュレーション	5件
県外からの避難者の受入れ	5件

#### (2) その他の項目

計画の趣旨(3)、基本方針(1)、組織体制(3)、研修・訓練(1)、防護体制の整備(2)、知識の啓発・普及(1)、モニタリング活動(1)、除染方法(2)、飲食物の出荷制限・摂取制限(2)、各種制限措置の解除(1)、心身の健康相談体制の整備の対策(1)、その他(10)

### 3 意見を踏まえた修正

意見	修正
〔モニタリング体制の整備〕 高線量の値が計測できるモニタリングポストを設置すべき。	第2編第2章第5節「モニタリング等体制の整備」に下線部を追記。 2 体制の整備 国に対して高線量も測定可能なモニタリングポストの増設を求めるとともに、環境放射線等モニタリングに必要な機器等の整備・維持に努めることとする。
〔モニタリング体制の整備〕 SPEEDI などによる予測の提供を検討すべき。	第3編第3章第2節「モニタリング活動の実施」に下線部を追記。 2 大気中放射性物質の拡散予測の活用について 県は、モニタリング情報のほか、必要に応じて国や専門機関から大気中放射性物質の拡散予測の情報を取得し、活用を <u>図ることとする。</u> 活用方法については、 <u>国や原子力発電所立地県等関係自治体における検討結果を踏まえることとする。</u>
〔屋内退避等の防護対策〕 屋内退避についても、国の指示だけでなく、「危険情報を把握した場合」に県や市町が独自の判断で行えるように明記すべき。	第3編第3章第3節「屋内退避等の実施」に、下線部を追記。 1 屋内退避の準備 「県及び市町は、国の指示があった場合、 <u>又は危険情報を把握した場合</u> には、住民に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うこととする。」 2 屋内退避の実施 「県及び市町は、国からの屋内退避の指示があった場合、 <u>又</u>

	は危険情報を把握した場合には、第 1 節第 1 款「災害広報の実施」に記載の要領により、速やかに住民に対し広報を行うこととする。」
〔防護体制の整備〕 防災業務従事者の被ばく防護について、記載すべき。	第 3 編第 3 章第 4 節「防災関係機関等との連携及び職員の派遣」に、下記を追記。 「各機関は、第 3 編第 3 章第 9 節「消火・救急救助活動の実施」※に準じて職員等の安全を確保しつつ、防災業務に従事させることとする。」 ※放射性取扱施設における事故等にかかる警察や消防等の防護対策として、個人線量計携帯や防護服の着用、汚染検査・除染等について記載。

#### 4 主な意見と県の考え方

##### (1) 安定ヨウ素剤について (24 件)

意見等の概要	県の考え方
安定ヨウ素剤の備蓄・配布をするべき。	安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する効果に限定され、放射性プルーム通過後など服用のタイミングによっては効果が得られない一方、副作用は一定の割合で発生する可能性が高いとされています。  UPZ 外では、屋内退避や飲食物の摂取制限等の防護措置によって、ヨウ素を含む放射性物質の内部被ばく、外部被ばくの影響を低減できるため、県において安定ヨウ素剤の備蓄は行わないこととしています。  今後、原子力災害対策指針の改正があれば、対応してまいります。
原発事故時、救援に駆けつける職員のためにも安定ヨウ素剤は必要。  独自に安定ヨウ素剤を備蓄する自治体には、補助制度の創設等、備蓄の支援が必要	被災自治体等の要請に基づき、職員等が支援を行う場合で安定ヨウ素剤が必要な場合は、国や事業者の責任のもと、安定ヨウ素剤の確保が行われています。  県としては、住民の安心のために独自に安定ヨウ素剤を備蓄することについて否定するものではありませんが、修正（案）では安定ヨウ素剤の備蓄を求めています。

##### (2) 屋内退避等の防護対策について (6 件)

意見等の概要	県の考え方
地震等の複合災害の場合、屋内退避は困難ではないか。	自然災害によって、家屋に被害があった場合には、体育館や学校などの避難所で屋内退避することを考えています。  なお、今後、国において、複合災害時の屋内退避の方法について検討がされれば、その内容を計画に反映してまいります。

<p>兵庫県民に対しても、他府県への避難ルートおよび受入先の確保を考慮すべき。</p>	<p>原子災害時に備えてあらゆる市町の受入先をあらかじめ確保しておくことは、現実的ではありません。原子力災害対策指針においても、原子力災害が発生した場合に備えて重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域を「原子力災害対策重点区域」とし、原子力施設から概ね30kmと定めており、兵庫県は原子力発電所から40km以上離れているため、あらかじめ避難先や避難ルートを特定する必要はないと考えます。</p> <p>一方、県内でも避難・一時移転が必要となった場合に備えて、第3編第3章第3節「屋内退避等の実施」において、「県外への広域一時滞在について」を記載していますが、関西広域連合と連携した迅速な対応がとれる体制を構築しています。</p>
---	---

(3) 県のシミュレーションについて (5件)

意見等の概要	県の考え方
<p>平成26年4月に県が作成し公開した「放射性物質拡散シミュレーション(県内全域)の結果」公表に当たっては県の地域防災計画の修正に活用する旨記載されていたが、防災計画には一言も触れず、全く活かされていない。</p>	<p>平成26年4月の「放射性物質拡散シミュレーション(県内全域)の結果」については、国に対してUPZ外の防護対策を要請すること、国の対策を踏まえた県の地域防災計画の修正に活用することを目的として実施したものです。</p> <p>その後、国はUPZ外の防護対策を示しており、修正(案)は、示された国の対策を踏まえた内容になっています。</p>

(4) 県外からの避難者の受入れについて (5件)

意見等の概要	県の考え方
<p>避難者を受入れる具体案が見えない。 広域避難計画を実効性のあるものにすべき。</p>	<p>避難者の受入れについては、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」において、避難元市町と避難先市町のマッチングを行っているほか、事前対策を含めた各府県・市町の対応が具体的に示されています。</p>